

E 申告が不要な人（課税される所得がない）

課税される所得がない場合は、所得税や特別区民税・都民税（住民税）の申告をする義務はありません。ただし、申告をしなかった場合は、未申告となり非課税の決定がされません。そのため、非課税の証明書が必要な場合は申告が必要になります。（親族に扶養されている場合は **D** を、それ以外の人は **F** を確認してください。）

F 非課税の決定が必要なため、申告が必要な人

- 1 国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金・介護保険の保険料算定や、児童手当・児童扶養手当・児童育成手当・就学援助・保育料・公営住宅関係の区分判定等のため、非課税の決定が必要な人
- 2 その他の理由で非課税の証明書が必要な人

ポイント

申告をしない場合は「未申告」となるため、非課税の決定はされません。その結果、保険料や負担金、公営住宅の家賃等が高くなることや、手当等が受けられなくなることがあります。また、申告期限を過ぎてから申告をされた場合は、非課税の決定までに時間がかかり、各制度の締切日に間に合わなくなることがあります。

申告が必要な人へ【申告書の記載方法・申告に必要な資料等】 B または F に該当する人

申告書の記載方法

- ・ **F** に該当する人は4ページ（「申告書の記載方法（課税される所得がなかった人）」を参照してください）。
- ・ **B** に該当する人は5～14ページ（「申告書の記載方法（課税される所得があった人）」を参照してください）。

申告に必要な資料

- 1 個人番号（マイナンバー）確認書類と身元確認書類

個人番号（マイナンバー）確認書類	身元確認書類
【いずれか1点】 マイナンバーカード（裏面）、マイナンバーの記載がある住民票の写し、通知カード（※）、など	【いずれか1点】 マイナンバーカード（表面）、運転免許証、旅券（パスポート）、在留カード、身体障害者手帳など
	【いずれか2点】 国民健康保険証、健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険証、年金手帳、資格証明書（写真なし）、母子健康手帳、住民票の写し（マイナンバー記載なし）、納税通知書など

（※）通知カードは、記載事項に変更がない場合、または正しく変更手続きされている場合に限りです。

- 2 所得を証明する資料（給与・公的年金…源泉徴収票、報酬…支払調書等）
- 3 各種証明書、領収書（国民年金保険料・生命保険料・地震保険料・寄附金等）または明細書（医療費）の原本。ただし、源泉徴収票に記載のある分については提出不要です。
※源泉徴収票、各種証明書等の添付書類は申告書に貼らずに提出してください。
※郵送による提出で各健康保険等の被保険者証のコピーを添付する場合、保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングしてください。

作成に関するご案内

紙の申告書に記載する方法以外に、税額シミュレーションシステムのページ案内に従って入力・印刷することで申告書を作成することもできます。（郵送による提出が必要です。）

システムで申告書を作成した人で、区から申告書が送付されている場合は、作成した申告書の「宛名番号」欄に、区から送付された申告書に印字されている宛名番号（8桁）を転記してください。

（例）

宛名番号	37	4	2	8	4	2	8	4	2
------	----	---	---	---	---	---	---	---	---

※税額シミュレーションシステムは渋谷区ポータルで確認してください。
こちらのQRコードを読み取ると該当のページに移行します。



提出について

- ・申告期間は窓口が大変混雑するため郵送での申告にご協力ください。記載済の申告書と各種添付資料、個人番号確認書類と身元確認書類のコピー、申告書の控え（必要な人のみ）を同封の上、提出してください。
- ・窓口にお越しいただく場合は、待ち時間短縮のため、事前に申告書の記載と添付資料の整理をお願いします。

【申告書の控えの郵送希望について】

受付日付印のある申告書の控えが必要な人は、作成した申告書の控えと返信用封筒（宛名を記載の上、送料分の切手を貼付したもの）を同封してください。返信用封筒がない場合は控えを送付することができませんのでご了承ください。なお、申告書控えへの受付日付印の押印は、受付の事実を確認するものであり、記載内容を証明するものではありません。

申告書の記載方法（課税される所得がなかった人）

以下の手順にしたがって記載してください。

- 1 申告書表面に1月1日現在の住所・個人番号（マイナンバー）・フリガナ・氏名・電話番号・生年月日等を記載してください。

1月1日現在の住所と現住所が異なる場合は、現住所も記載してください。

（例）

渋谷区長殿	1月1日現在の住所	渋谷区 宇田川 丁目 1番 1号 (マンション名・部屋番号)	個人番号 (マイナンバー)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	提出年月日	現住所	フリガナ	シバヤ ハナコ
		(上記の住所と違う人は記入してください)	氏名	渋谷 花子
			電話番号	(03) 3463 - 1211 業種又は職業
			生年月日	明大 40年 1月 1日 無職
			世帯主の氏名	渋谷 太郎 続柄 妻
	令和6年 2月 16日			

- 2 申告書裏面下部「16 前年中所得がなかった人の記載欄」の該当箇所には○をつけ、必要事項を記載してください。

（例）

16 前年中所得がなかった人の記入欄	
(1)	下記の人から扶養されていた、又は援助（仕送り）を受けていた。（申告者が学生の場合は学校名等も記入）
住所	渋谷区宇田川町 1-1 氏名 渋谷 太郎 (続柄 夫) 学校名 _____ 年在学 _____
(2)	雇用保険（失業保険）・労災保険等の給付を受けていた。 _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで 現在も受給中
(3)	遺族年金・障害年金等を受けていた。（該当に○） 遺族年金 _____ 障害年金 _____ その他() _____
(4)	生活保護法による生活援助を受けていた。 _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで 現在も受給中
(5)	その他（生計手段について記入）（例）預貯金で生活

- 3 扶養している人がいる場合は11～12ページを参考に申告書表面左側「㉑～㉒配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」、「㉓扶養控除」「16歳未満の扶養親族」を記載してください。他にも「㉗㉘寡婦控除・ひとり親控除」、「㉙障害者控除」等に該当する場合は、忘れずに記載してください。

（参考）住民税について知っておきたいこと①（住民税がかからない人とは）

次の1～3のうち、いずれかに該当する人

- 1 令和6年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人
- 2 前年中の合計所得金額が135万円以下で、令和6年1月1日現在、本人が障害者、未成年者、寡婦またはひとり親の人
- 3 前年中の合計所得金額が次の金額以下の人
 - (1) 扶養親族がいない場合 45万円
 - (2) 扶養親族がいる場合 35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の人数+1)+31万円
 ※扶養親族には16歳未満の扶養親族を含みます。

（用語解説）

合計所得金額……総所得金額等の純損失、雑損失、その他各種損失の繰越控除前の金額

総所得金額等……総所得金額、特別控除前の分離課税の長（短）期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額（純損失、雑損失、その他各種損失の繰越控除後の金額）

総所得金額……総合所得（利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得（営業等、農業）、給与所得、総合課税の短期譲渡所得及び雑所得の金額の合計額、総合課税の長期譲渡所得及び一時所得の金額（2分の1後の金額））に損益通算や、前年から繰り越した純損失・雑損失の繰越控除を適用した後の金額（分離所得は含みません）